

## 外ヶ浜町社会福祉協議会たすけあい資金貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に6ヶ月以上居住し一時的に生活に困窮するものに対し、応急援護のために「たすけあい資金」を貸付けることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会とする。

### (貸付の限度)

第3条 貸付金額は1人3万円以内とする。

### (貸付期間)

第4条 貸付期間は3ヶ月以内とする。

### (利子の免除)

第5条 貸付期間中における貸付金の利子は免除する。

### (貸付金の返済)

第6条 貸付金の返済方法は、一括払、月賦払の二種とする。

2 虚偽又は不正な手段により貸付を受けた者は直ちにこれを返戻しなければならないものとする。

### (保証人)

第7条 この資金を借り受けようとする者は、原則として借受人と別世帯に属する者を1名連帯保証人として立てなければならないものとする。

2 貸付を受けた者が貸付期間を経過してもなお未納金額がある時は保証人が返済するものとする。

### (貸付の手続)

第8条 この資金を借受けようとする者は、たすけあい資金借入申込書(様式1)に所定の事項を記載し、支所長を経由して会長に提出するものとする。

(貸付の決定)

第9条 たすけあい資金の申込みがあったときは、申込みの内容を審査し会長が貸付の決定をするものとする。

2 貸付を決定したときは、申込み者に口頭にて決定結果を通知するものとする。

(借用証書)

第10条 貸付決定通知を受けた者は、借用証書(様式2)を会長に提出し現金を受取るものとする。

(重複貸付の禁止)

第11条 この貸付金を借り受け、償還を完了していないものについては、さらに重複して貸付を行うことは出来ないものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。